

## 平成 19 年南伊豆町議会第 1 回臨時会会議録目次

### 第 1 号 (2 月 14 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
議第 1 号及び議第 2 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	4
議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7
議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
日程の追加.....	21
まちづくり戦略推進特別委員会設置についての上程、説明、質疑、討論、採決.....	21
日程の追加.....	27
まちづくり戦略推進特別委員会修正案についての上程、説明、質疑、討論、採決.....	28
日程の追加.....	29
閉会中の継続調査申出書の件.....	30
閉議及び閉会宣告.....	30
署名議員.....	31

## 平成19年南伊豆町議会第1回臨時会

### 議事日程(第1号)

平成19年2月14日(水)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 1号 伊豆つくし学園組合の解散について
- 日程第 4 議第 2号 伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 5 議第 3号 南伊豆町職員の公益法人等への派遣等に関する条例制定について
- 日程第 6 議第 4号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算(第4号)

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

追加日程第1 まちづくり戦略推進特別委員会設置について

追加日程第2 まちづくり戦略推進特別委員会修正案について

追加日程第3 閉会中の継続調査申出書の件

### 出席議員(10名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	石井福光君	12番	横嶋隆二君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 鈴木史鶴哉君 助役 小針弘君

教 育 長	渡 邊 浩 君	総 務 課 長	鈴 木 博 志 君
企画調整課長	高 橋 一 成 君	建 設 課 長	奥 村 豊 君
産業観光課長	外 岡 茂 徳 君	窓 口 税 務 課 長	石 井 司 君
健康福祉課長	小 島 徳 三 君	会 計 室 長	佐 藤 博 君
教育委員会 事務局 長	谷 正 君	水 道 課 長	小 坂 孝 味 君
生活環境課長	大 年 清 一 君	総 務 係 長	松 本 恒 明 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山 本 正 久	主 幹	栗 田 忠 蔵
--------	---------	-----	---------

開会 午前 9時30分

#### 開会宣告

議長（藤田喜代治君） 定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成19年第1回南伊豆町議会臨時会を開会いたします。

#### 議事日程説明

議長（藤田喜代治君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

#### 開議宣告

議長（藤田喜代治君） これより本日の会議を開きます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（藤田喜代治君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

2番議員 清水清一君

4番議員 谷川次重君

#### 会期の決定

議長（藤田喜代治君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。よって、会期は2月14日の1日限りと決定いたしました。

議第1号及び議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） これより議案審議に入ります。

議第1号 伊豆つくし学園組合の解散について、議第2号 伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本年第1回臨時会、よろしくお願いいたします。

議第1号と議第2号は、伊豆つくし学園組合の解散及びその財産処分に関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

伊豆つくし学園組合は、昭和47年4月1日に知的障害児施設の運営事業を共同処理する目的で、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町及び賀茂村の1市5町1村を構成団体に設立認可されました。そして、昭和48年5月に知的障害児施設「伊豆つくし学園」を開設して、本組合は同施設の運営に関する事務の共同処理を開始いたしました。

以来、本組合は合併による構成地方公共団体の変更はあったものの、賀茂圏域地内における唯一の知的障害児施設の運営母体として知的障害児の保護と育成に積極的に取り組み、障害児の福祉向上のため大きな役割を果たし、また賀茂圏域におけるさまざまな障害福祉活動の中心的な役割を担いながら現在に至っております。

伊豆つくし学園の施設は建設から33年を経過して老朽化が著しく、入所者の良好な居住環境や適切な障害福祉サービスの提供に困難な状況が生じており、施設整備が喫緊の課題として浮上し、本組合は新たな施設整備に向けてさまざまな観点から検討を重ねてまいりました。

しかし、社会福祉基礎構造改革の流れや国の三位一体の改革等による今後の社会福祉施設のあり方を考えたとき、現在の一部事務組合による事務の共同処理方式という形態での施設運営については事業の継続に限界があり、この際官から民への移行という時代の要請や、入所施設から地域生活への移行等を支援する新時代における障害福祉サービスの推進を担う拠点づくりを目指すためには、民設民営による事業実施が効率、効果的であり合理性が高いという認識で一致し、組合構成1市5町の間で検討を重ねた結果、今後における知的障害児施設の整備及び運営は社会福祉法人に移行させることが適切であるという合意が形成され、平成18年度中において新たに社会福祉法人「（仮称）伊豆つくし会」を設立するため、現在静岡県等関係機関とも協議し具体的な手続を進めているところであります。

このことにより、知的障害児施設の運営に関する本組合の共同処理の目的は消滅することから、平成19年3月31日をもって本組合を解散したいものであります。

また、この一部事務組合の解散に伴います財産処分につきましては、組合構成6市町の協議によりまして新たに運営主体となる社会福祉法人「（仮称）伊豆つくし会」にすべて無償譲渡したいものであります。

その内容につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） それでは内容説明をいたします。

組合解散に伴います財産処分につきましては、地方自治法では何ら規定がない場合、組合構成地方公共団体の協議により自由に設定できるとされています。

さらに、町長が申しあげました提案理由のとおり、解散とその財産処分は伊豆つくし学園の運営形態を公設公営から民設民営に円滑に移行するため、密接不可分であります。その財産を新たな社会福祉法人の基本財産及び運用財産としなければ、法人設立は考えられない状況であります。

無償譲与についての組合運営協議会の方針にご理解を賜りたいと思います。

次のページの財産処分に関する協議書（案）であります。財産の内容について申し上げます。

まず財産は、組合の決算調書により建物と物品に大別されます。建物は、施設本館を含め

7棟です。延べ面積1,982.42平米、期末簿価でございますが2,475万円ほどでございます。

物品につきましては、事務机等20品目63品、冷暖房設備等補助設備、期末簿価で692万円ほどで、合わせまして期末簿価で3,167万円ほどの財産があります。

なお、土地につきましては現在まで賃貸借により使用しておりますので記載されておませんが、新法人が法人認可後、法人認可は3月20日を予定しております、認可後速やかに基本財産として登記することが必要であります。

その財源につきましては、6市町で出捐金として負担することで今回一般会計補正予算に提案をさせていただきましたので、あわせてご審議をお願いいたします。

また、組合解散後の清算業務に係る事務処理につきましては下田市長がすべて承継し、平成18年度予算についても打ち切り予算として経理し、支出負担行為や歳入の調定等は書類とともに下田市長が承継し決算することになります。

以上で内容説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第1号 伊豆つくし学園組合の解散については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第2号 伊豆つくし学園組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第2号議案は原案のとおり可決されました。

議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第3号 南伊豆町職員の公益法人等への派遣等に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第3号の提案理由を申し上げます。

議第1号議案において、伊豆つくし学園組合が本年3月31日をもって解散することをご承認いただきましたが、4月1日より新たに社会福祉法人「伊豆つくし会」が設立され、この法人による施設が運営されることとなります。解散に伴い、退職する職員以外は構成市町で引き取り、必要な人数を新社会福祉法人に派遣することとなります。

南伊豆町で引き取る職員は3名であり、内1名の職員を平成21年度までの3年間派遣することとなります。公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により、職員を派遣させるため、本条例を提案するものであります。

詳しい内容は、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第3号の内容説明をさせていただきます。

まず、第1条の趣旨でございますけれども、この公益法人の本町職員の派遣等に当たりまして、その根拠となる公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に規定する



関係条項を明らかにしたものでございまして、本町が人的支援を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させる場合における派遣先団体、派遣に関する取り決め、職務への復帰、派遣職員の給与、職務に復帰等の処遇その他職員派遣に関する統一的なルールを確立して、職員派遣の適正化、手続の透明化等、公益法人等の職員の派遣に対して必要な事項を定めたものでありまして、法2条第1項、第3項というものには、派遣先団体及び派遣に係る取り決めについて定める事項の種類をうたっております。

法第5条第1項につきましては、派遣職員が職務に復帰しなければならないという根拠を

法の第6条の第2項につきましては、派遣職員の給与は派遣先団体で支給することを原則としますけれども、派遣元でも支給できる根拠を定めてございます。

法第9条は、職務に復帰した場合の給与等の処遇について定めているものでございます。

第2条の、職員の派遣でございます。職員派遣に関する基本的事項として、派遣先団体の要件、派遣対象から除かれる職員、派遣職員の派遣先における福利厚生等職員派遣に関する取り決めについて規定したものでございます。

まず、第1項関係の派遣先団体でございます。この規定では、要件として公益法人等のうちその業務の全部または一部が本町の事務または事業と密接な関連を有するものである、かつ本町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものという形で規定をして、具体的には規則で定めるものとの間に取り決めに基づきまして、当該公益法人の業務にその役職員として専ら従事させるため派遣とすることができるというものでございます。

第2項でございます。派遣職員の対象から除くこととされる条例で定める職員でございます。第1号では臨時職員でございます。第2号では非常勤の職員、第3号では定年退職者の再任用職員、第4号では地方公務員法に基づきまして、休職もしくは停職または職務専念義務を免除されている職員ということで、この除かれる職員でございます。

第3項で、職員派遣に当たって合意しておくべき取り決め事項でございます。派遣先団体における福利厚生に関する事項、派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項を規定したものでございます。

第3条でございます。派遣職員の職務への復帰であります。これは、法第5条第1項の規定に基づきまして派遣職員が派遣先団体の役職員の地位を失った場合、その他条例で定める場合であって職員派遣を継続することができないか、または適当でないと認める場合における派遣職員の職務復帰について規定したものでございます。

まず第1号でございますけれども、役職員の地位を失った場合でございます。派遣職員は

派遣団体の役職員の地位を失った場合は速やかに職務に復帰をさせるということであります。

第2号では、職員派遣が法令の規定に適合しなくなった場合でございます。法令あるいは条例の規定に適合しなくなった場合には職務に復帰させるということであります。

第3号でございます。職員派遣が取り決めに反することとなった場合でございます。

第4号では、心身故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれにたえない場合でございます。

第5号は、心身故障のため長期の休養を要する場合でございます。

第6号では、派遣職員が全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合等でございます。地方公務員法その他の法令、本町のいろいろ規則等に違反した場合、または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合等を、速やかに派遣職員を職務に復帰させるということでございます。

第4条の派遣職員の給与でございます。これは第6条第1項の方に規定しておりますけれども、派遣職員にはその職員派遣の期間中に地方公務員の職務に従事しないことから給与を支給しないということを原則としておりますけれども、これを本条では、その例外規定として法第6条第2項の規定に基づきまして本町が派遣職員に対して給与を支給することができる旨を定めたものでございます。

派遣職員に対して法第6条第1項によりまして、その職員派遣の期間中給与を支給しないと規定してございますけれども、これは、派遣職員はその派遣の期間中地方公務員として職務に従事しないために給与を支給しないということを原則としているものでございます。

法の第6条の第2項では、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が本町の委託を受けて行う業務、本町と共同して行う業務もしくは本町の事務事業を補完して支援すると認める業務であって、その実施により本町の事務事業の効率的、効果的な実施が図られると認められた場合、または、これらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には本町の職務に従事すると同様の効果をもたらすと認められるという、その派遣職員に対して、その派遣期間中条例の定めるところによりまして給与を支給できる旨の規定をしているものでございます。

したがって、この本条におきましては派遣職員に対してその職員派遣の期間中、給与を支給しないことの例外規定として派遣職員に給与を支給することができるという条項をこの条例で定めたものでございます。派遣職員が法第6条の第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給与、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100

以内を支給することができるというものでございます。必ずしも本町がその全額を支給しなければならぬというわけではございません。実務上は職員派遣に関する取り決め、報酬その他の勤務条件、そしてそれぞれの支給割合を決定することとなります。

第5条でございます。職務に復帰した職員に関する給与の条例、特例でございます。この本条は、派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇につきまして、派遣職員とならなかった職員と比較して均衡を失することのないような配慮をいたしまして、派遣先団体における業務等を公務と見なして給与条例の適用をするものでございます。

第6条でございます。派遣職員の復帰時等における処遇でございます。派遣職員は派遣期間中は本町の業務に従事しないために、当該期間中に昇格すること等は認められません。また、昇給期間のすべてにおいて派遣を理由に勤務しなかった場合には、昇給も認められないこととなります。その結果、派遣職員は派遣されなかった職員と比べて昇格・昇給に関して不利益を受けるということとなりますけれども、本条では派遣職員が安心して派遣先団体の業務に従事することができるよう、派遣先団体から復帰した職員の給与、任用等の処遇、退職手当等について職員派遣がされなかったほかの職員と比べまして不利な取り扱いにならないように、必要な措置を講じるということを規定したものでございます。

第7条、報告でございます。派遣職員は派遣先団体における処遇状況に関して、職員派遣の権限を有する任命権者に対して、町長への報告を義務づけたものでございます。

第8条では、この条例の施行につきまして必要な事項につきましては町長が規則で定めることを明らかにしたものでございます。

附則として、この条例の施行は19年4月1日からしたいものとするものでございます。

以上ちょっと長くなりましたけれども、内容説明とさせていただきます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第3号 南伊豆町職員の公益法人等への派遣等に関する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第3号議案は原案のとおり可決されました。

議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 議第4号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第4号の提案理由について申し上げます。

本案は平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）であります。

補正予算額1,935万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ43億4,847万2,000円とするものであります。

補正の主なものは、伊豆つくし学園組合解散に伴う負担金及び出えん金1,625万2,000円と、本年4月8日施行されます静岡県議員選挙に係る費用148万円、県道手石港線改良工事に伴う防災施設移設工事費106万1,000円をそれぞれ追加し、1,935万5,000円を増額補正するものであります。

また、これら歳出に対応する財源として地方交付税1,689万5,000円、県支出金140万円、諸収入106万円をそれぞれ追加したいものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議の方よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、南伊豆町一般会計補正予算（第4号）の内容説明させていただきます。

まず11ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費4項選挙費、県会議員選挙事務148万円を予定いたしました。これは、4月8日投票予定の静岡県議会議員選挙に係る費用でございます。告示が3月30日、投票が4月8日ということでございますけれども、3月31日までの18年度分としてこの148万円を計上させていただきました。合計で148万ですけれども、中身は投票管理者の報酬、時間外勤務手当、臨時で事務職員の賃金、旅費、需用費等でございますけれども、この中に投票所の再編という形でこの4月の県議会議員選挙から新たな8投票区という形でございます。これが、期日前投票、この本町で行っておりますけれども、期間中8日間8カ所で出張の期日前投票を予定してございますけれども、その分含めて3月31日分の1日部分だけの分でございます。

次のページをお開きください。3款民生費2項児童福祉費、伊豆つくし学園組合負担金1,625万2,000円を追加し、3,114万7,000円としたいものであります。負担金補助及び交付金伊豆つくし学園組合負担金484万7,000円、投資及び出資金、社会福祉法人伊豆つくし会出せん金1,140万5,000円でございます。先ほどご審議いただきました伊豆つくし学園に対する今年度の負担金及び出せん金でございます。現形の予算額は、負担金ですけれども1,489万5,000円、3月末の1,974万2,000円で484万7,000円の補正ということでございます。割合は均等割が20%、人口割が20%、入所者割が60%でございます。内容につきましては、整理退職金支援費の減額分、打ち切り予算あるいは運営費等々でございます。出せん金の1,140万5,000円の割合は、均等割が30%、人口割が40%、入所者割が30%でございます。

次のページの7款土木費2項道路橋梁費、道路維持事業でございます。44万9,000円を追加し3,422万8,000円としたいものでございます。これ、報償費と委託料それぞれ計上してございますけれども、町道天神原伊浜線、未登記分を整理するために緊急に必要なために上程させていただきました。境界立会謝礼及び登記整理委託料でございます。

次のページをお開きください。8款消費費1項消防費、防災施設管理事務です。106万1,000円を追加し786万7,000円としたいものであります。工事請負費で、パンザマストの移設工事費でございます。県道手石湊線の改良工事に伴う町防災施設の無線のパンザマストを移設

する必要が生じました。場所は湊の若宮神社、お宮の中にこのパンザマストがございますけれども、この改良工事に伴いまして移設が必要だという形で静岡県の方に依頼されまして3月中に移設をすることとなりました。

次のページでございます。9款教育費4項幼稚園費、幼稚園事務です。11万3,000円を追加し3,196万6,000円としたいものでございます。臨時教諭賃金の11万3,000円でございます。教諭がちょっと病気休暇に伴いまして、代替の臨時職員を14日分計上させていただきました。

次に7ページをお開きください。歳入でございます。地方交付税でございます。普通交付税を1,689万5,000円としたいものでございまして、交付税の普通交付税、この3月に調整額の追加配分がございまして、普通交付税として全体で17億1,286万3,000円で、この1,689万5,000円を使いまして、残りの留保財源として7,900万円弱の留保財源がございます。

次のページをお開きください。県支出金、委託金、総務費委託金で140万円追加し986万3,000円としたいものでございます。県議会議員選挙の委託金で140万円でございます。

次のページは21款諸収入4項雑入でございます。106万円追加し8,312万3,000円としたいものでございます。雑入で、パンザマストの移転補償費でございます。先ほどの湊のお宮の中にあるパンザマストの移転補償費でございます。

次に6ページをお開きください。今回の補正額ですけれども、1,935万5,000円でございます。合計で43億4,847万2,000円とするものでございまして、補正予算の財源内訳としてまず特定財源で国県支出金が140万円、その他が106万円、一般財源は1,689万5,000円としたいものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 先ほど議決したつくし学園の解散に関連する予算の出捐金の問題ですけれども、つくし学園が民設民営で運営した場合に収支の見通しはどのようになるのかということ、それと、出えん金というか一定の補助が切れると赤字運営になってくるのではないかという思いがあります。で、民設民営は手親の会とかもやむを得ず賛成したので、これいたし方のないという思いで賛成しましたが、障害者自立支援法のもとで保護者の負担が著しく増えると、で、これは法律の内容にも極めて不平等、不備があるということで法改正も

なされているところでありますが、本当の意味で自立で運営できるような国の施策を自治体から上げる必要があるのではないかとと思いますが、その点、運営の見通しと所見、見解を持っておれば、伺いたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小島徳三君） まず資金収支における見通しでございます。

それにつきましては、今の伊豆つくし学園組合の方で調整した数字でございますが、減価償却の関係は含んでございません。平成19年度で年間の運営収支、それから償還収支、それから積立金、それから未処分利益ではございませんが、償還金の残高の合計、この辺のところでご説明をさせていただきます。

平成19年ですと、資金収支で2,080万からの黒字でございます。それと償還金の収支でございますが、これはゼロでございます。5年間償還金については6市町で分担されていると、あるいは県もございまして特別支援策もあるということでございます。

それから積立金が1,000万、減価償却前の繰越金の残高が1,080万3,000円、これから平成26年、これは6市町の支援がなくなった場合の年でございます。ここで見ますと、運営収支が1,251万2,000円の黒字。償還収支が725万1,000円の赤でございます。積立金が300万残っていますけれども。

それから累積の繰越金残高が5,400万。それから20年間、平成40年まで一応予測を立てております。平成40年に及びますと運営収支が617万2,000円の黒、それから償還収支が209万6,000円減、赤字です。それから累計で見ますと運営収支、2億4,710万7,000円、それから、償還収支、9,376万2,000円の赤でございます。これは、法人ということになっておりますが。

それから積立金が8,000万ございます。合わせまして、7,336万5,000円が繰越金の減価償却前の額でございます。

それからその中身を見ますと、入所厚生施設で見ますと繰越金残高が2,080万3,000円の赤字を見込んでおります。

通所施設については、8,239万2,000円の黒字を見込んでおります。生活寮につきましても1,181万5,000円の黒字を見込みまして、先ほど申し上げました7,336万5,000円の残高が残るのではないかと収支計画を立てております。

自立支援法に基づきまして、この間の通常国会で補正が、自立支援法予算の補正が通りますして特別対策を実施しますよということでございます。その主な内容については、在宅あるいは通所者の負担金につきましても今まで上限額、所得によって違うんですが、今までは1

万5,000円の低所得者の第1段階の場合、収入が80万円以下、この方については1万7,500円が限度額でございます。それは2分の1です。それを今度は4分の1の特別対策を3,750円にするという考え方で補正が通っております。

第2段階についても、一般の課税所得、課税される方37,200円、これを9,300円にするという形の負担の上限額を下げてください。2分の1から4分の1に。それから今まで自立支援法へ移行するについて激変緩和措置として80%の収入は保障するよといった考え方でございましたが、これを90%まで保障するよという考え方で、今回補正が通っております。

それから、例えばまだはっきりは見えてございませんが、あしたば作業場あたりにつきましても17年度国の補助金は100万ちょっと、実際は80万程度ですか、それが17年度で切られたんですが、具体的な資料はないんですが、それが復帰するような文書も見ております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 自立支援法の見直しは一定程度あったことは確認しておりますが、なお推移を見て担当部署もそうですし、首長の方からもこうしたところの運営と負担の実態をつぶさに検討して今後対応していただきたいと思うんですが、町長、どうですかその辺は。

議長（藤田喜代治君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この自立支援法につきましては、今担当課長からご説明申し上げましたようにかなり緩和をされてきております。そういう中で今後の推移を見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

6番議員、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） まず県議会議員選挙の件ですけれども、これ8カ所になるという、22が8カ所になるということは、投票率の低下という問題が当然あるでしょうけれども、それに対する具体的な対策は本当に行われているのか、何かあるのか、それともう1点、風力発電の関係ですけれども、直接こちらとは関係ないんですけれども、土地利用委員会の方でどのような状況になっているのか、情報開示がほとんどされていないもので、ここでちょっと情報開示していただきたい。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 今回の静岡県議会議員の選挙から投票区が22から8カ所になると



いう形で投票率の低下といった懸念をされるわけでございます。

先ほど私説明しました、本来ですと期日前投票所は役場に1カ所でございます。

今回につきましては、出張の期日前投票所という部分で管内で8カ所で一応予定をしてございます。4月8日の投票所以外の石廊崎とかあるいは下流とか手石、湊、中木、入間、妻良、五十鈴公民館々々8カ所予定してございます。

それと、投票の時間ですけれども、通常繰り上げて午前7時から午後6時という形でやってきましたけれども、これも午前7時から午後8時までという投票時間の本来の形の繰り上げという形でなくて、7時から8時までという投票時間で実施を予定しております。

いずれにしても投票率の低下につきまして、先ほど言われたようなこともございますけれども広報等も十分活用したいなと思います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） その期日前投票を8カ所増やすという、これはやはり同じ期間、いわゆる告示から投票日前日までずっと期日前投票所が8カ所開かれるということですか。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 1日ずつ場所を変えて、期日前投票所をという形になります。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） わかりました。どちらにしろ住民に十分投票関係の情報を提供していくということ、よろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 企画調整課長。

企画調整課長（高橋一成君） 風力発電の件につきましてでございますが、この臨時議会終了後、全員協議会におきまして報告させていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） 2番議員、清水清一君。

2番（清水清一君） 先ほど梅本議員の質問の関連ですけれども、投票区のことですけれども、先ほど総務課長、8カ所で行われると。その場所は皆さんご承知でしょうけれども、海の方、山の方の青市とかあるいは毛倉野そういう地区の方々のことも考えないと少しおかしいのではないかなと思うんですけれども、そういうところは考慮されたかされなかったか、それともこれから増やす予定があるのかということをお伺いします。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 今回初めてですので、県会議員の選挙からという形で8投票所と

いう形でございますけれども、とりあえず今回試行という形で、県議会の選挙につきましては、南伊豆町として本格的な部分としてこの夏の部分の参議院選挙等とか控えていると思います。その辺も今回試行して、7月に予定されています参議院選挙等に生かしていきたいというふうに思います。

議長（藤田喜代治君） 清水清一君。

2番（清水清一君）まあ、試行段階なんですけれども、止めたところはもうできないよ、あるいは逆にやっていかないからできなくなる、そちらの方が私は心配だなと思っています。そういうことを考慮して試行して頂きたい。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 海岸線が多いよという先ほどご指摘であったこと、もともと南中地区は役場に期日前投票所がございます。あと竹麻地区等は手石とか湊の部分に持っております。あと南上地区は通常の投票所の部分が南上小学校で合同の部分でございました。あるいは市之瀬地区というふうな、ございましたので、その辺ちょっと今回はこの出張の期日前投票の部分除いたわけですけれども、その辺も試行の状況を踏まえて今後に生かしたいと思っております。

議長（藤田喜代治君） 12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 角度というか違うんですけれども、この配られた広報にも投票所が変わることもありますということで、4月の選挙を行った結果で、いわゆる有権者のありようというか実態をきちんと把握する必要があると思うんです。特に車が運転できない高齢者の場合に、場所によっては5キロも6キロも遠いところもあるわけです。そういうところが、あるいはバスの問題もそうですけれども公共交通を使える、あるいはそういう時間で行けるのかどうか、また投票行動をするのに車を依頼することで、いわゆる相乗りとか、そういうことを依頼することで遠慮が生まれるとか、あるいは投票を示唆されるということが行われかねないということありますし、そこら辺がどうなのか、7月には国政選挙もそうですし、地元の町議会の改選もありますし、4月にある選挙の結果を見て投票のあり方については、もうちょっと人件費や行革で予算を切ったからいいという問題でなくて、民主主義の根本にかかわる問題なので、それを200数十万削ったからそれで解消できる問題だけではないというふうに思うので、そこら辺を選管の方でもきちんと調査をして生かしてほしいというふうに思うんですけれども、今回の措置がそれで決まったものだというふうにしないようにしていただきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） この住民へのお知らせの部分ですけれども、3月1日以降の広報でこの内容につきましては掲載する予定でございます。今回こんな形で思い切って22から8投票区という形で、行革の一環として審議していただいたわけですが、金額的な面あるいは町としてこういった施設は、下田市と同じ投票所の数と、地域性というのがありますけれども、その辺とりあえず今回の県議会議員の選挙、実施されるかどうかわかりませんが、そういった部分をまづ踏まえて投票率の低下にならないよう極力住民に対し広報等活用して周知したいなというふうに思います。

議長（藤田喜代治君） 10番議員、渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君）1点確認をしたいと思いますが、これは国・県で経費を削減しなさいよというような観点からこの問題が来たことだから、町はもちろん行財政改革をして経費の削減をしているわけだが、県あるいは国からこういう通達があってこういうものが考えられたのか、それを1点お伺いしたいということ。そして、あとは我々議会の全員協の中でそういう投票所の区割りをこうしたいよというような説明とかはあったわけですが、その後全然こういうふうに決まったよとかということも我々に通達がなかったことは確かです。そして我々は町民から、これはどういうふうになって本当に決まったのかというようなご意見がいっぱい殺到してくるわけですが、答えようがないわけです。

ということが。そういう説明がなかったことは残念だなと思って、その辺もちょっとお聞かせしていただきたい。我々に関係ないこと、選管で決めるからということだけでは、私はないと思うんです。そういう決めたことは決まったよという、私たちにも全員協の中でこういうふうにしたいという説明はあったけど、その後こういうふうに決まったよという説明は全然なかった。その辺もお聞きしたいなということです。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） まず1番目ご質問で国県の指導があったかということですが、これは町独自の考え方のなかで行政改革、集中改革プランにございましたけれども、町独自の考え方で町選管で決めたこととございます。2番目の議会への報告となかで去る12月6日ですか、全員協の部分で、投票所の再編について協議しているという説明を申し上げましたけれども、結果的に議会の皆さんに決定というご報告はなかったということですが、それにつきましては、町選挙管理委員会が12月に開催されまして、そこで最終的に決定をいたしまして、3月1日に正式に一般の住民の皆さんには広報でお知らせするという、

新聞発表がございましたけれども、議会の皆さんに投票区の再編の決定について報告がなかったことについては、大変に申しわけございませんでした。

議長（藤田喜代治君） 渡邊嘉郎君。

10番（渡邊嘉郎君） わかりました。本当に私も新聞で見てびっくりしたことが事実です。その新聞を見た住民の方が、我々のところにそういう話が殺到していることは確かなものですから、そういうことのないように今後もっともっとうこういうことをアピールして、8カ所になるんだよということは住民にもっともっとうろんな形で知らせてほしいなということです。

議長（藤田喜代治君） ほかに。

11番議員、石井福光君。

11番（石井福光君） 体調が悪い中ですが、1点だけこの件に関連ございますので質問したいと思うんですが、今渡邊議員が言ったように、私はこういう中でもう1回やはりこの件については投票区の再編については、ある程度話しがあるのかなと思ったところが今見たとおり新聞で見たときに、下田市の議員から伊豆斎場組合議会のときに、これ一番大事だと思うがもう決まったような話だけでも議会に対し全然話がないよといったら、こういうことも条例が関係して議会の議決が必要なのではといわれたが、後で聞いたんだけど、それは委員会の中で決定すればよいということでした。それはいいです。

結論として、目的は今南伊豆町がこういう状況になっている中で経費の削減については私は十分分かるんですが、ただはっきり言って投票率の問題が、これは下がることは現実火を見るよりも明らかなんです。例えば大きいところで、例えば手石、湊、青市が1カ所あって、それが学校へ行って、例えば山の方でばらばらじゃないかということがあって、それは状況は一緒だと思うんです。ただ、今言った住民の選挙に対する関心というものが当然薄れているのは事実で、薄れていれば当然投票率は、だれになっても同じだよということになって、私は相当投票率は悪いんじゃないかなと、そういう結果になったときに町議あたりが何だこれはと言われる可能性もあるし、それを、投票率を心配するわけです。

それと、先ほど横嶋議員が質問したように、4月の選挙を見て今のところの情勢の中で県会議員の選挙というのは多分ないだろうと、これはわかりませんが、選挙は公示やってみなければわからないということはあるので、多分ないだろうということであって、その結果がわかるデータ的にはわからないわけですよ、やるだけではわからない先ほどから何回も言うとおりの投票率の問題があつて、これはもう徹底してあれするということはできないわ

けです。今の22カ所を8カ所で投票するという、この前書いてあったとおり、これはもう委員会で決まったことだからもうこれは直す、変えるか元に戻すということとはできないということですね。それが1点。

それとやはり、行革の中でも200万、300万だとまだまだ削るところがある程度事業もあるのではないかなという私の気持ちがするんですが、この2点、ちょっと回答をお願いしたいと思います。

議長（藤田喜代治君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） これは選挙管理委員会でも決定をされまして、この4月の静岡県議会議員選挙から施行するというところでございます。一番やっぱり懸念されるのは投票率の低下という懸念をされると思います。それにつきましても選管として十分住民に周知徹底をしてあるいは期日前投票所の存在、あるいは出張の期日前投票所、広報等を十分に、投票所のご案内等々考えたいなというふうに思います。

それと、行革の一環として投票所の再編ということになりました。確かに効果として200、300万円の減額しかございませんけれども、こういったものから一つずつ行革を進めなければ、全体の方に波及してこないというふうに思っているところです。ご理解の方どうぞよろしく願いいたします。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第4号 平成18年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、議第4号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは委員会室にお集まりください。

休憩 午前10時29分

再開 午前11時05分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### 日程の追加

議長（藤田喜代治君） お諮りします。ただいま9番議員、齋藤要君から、まちづくり戦略推進特別委員会設置についての件が提出されました。これを急施事件と認め、直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

採決いたします。

まちづくり戦略推進特別委員会設置についての件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、まちづくり戦略推進特別委員会設置についての件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

まちづくり戦略推進特別委員会設置についての上程、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 追加日程第1、まちづくり戦略推進特別委員会設置についての件を

議題といたします。

本案は、齋藤要君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

提案説明を求めます。

齋藤要君。

〔 9 番 齋藤 要君登壇 〕

9 番（齋藤 要君） ただいまはありがとうございました。

皆さんのお手元に配付をしてあります別紙を朗読させていただきまして説明にかえさせていただきます。

「まちづくり戦略推進 特別委員会」の設置を求める

上記の特別委員会を下記の事由により設置を求めます。

20世紀の成長と拡大に支えられてきた経済優先社会から、21世紀に入り質的充実が求められる時代に大きく転換するなか、伊豆最南端に位置する南伊豆町のまちづくりを創造するとき、古くよりこの地域が育んできた歴史や文化は勿論のこと、自然がおりなす海と山の景観美や黒潮寄せる温暖な気候がもたらす本町のさまざまな資源と潜在する力を活かしていく時でもあります。

また、地方分権の進展を背景に、これからのまちづくりは町民と行政がそれぞれの役割や責任分担による手づくりのまちづくりを推進していかなければなりません。

そこで議会は平成16年12月定例議会において、まちづくり特別委員会を設置し調査・研究と議論をかさね、昨年の12月定例議会で最終提言をしましたが内容によっては早急に対応しなければならない事項や具現化できるものがあります。

この様な状況と議員の本分を踏まえ、執行者の立場を考慮し、まちづくりを戦略的に推進するため、第4次総合計画の基本方針である「自然をいかしたまちづくり」を念頭とし、議会へ「まちづくり戦略推進 特別委員会」を設置し、南伊豆町の全体イメージを策定するだけでなく地域資源の見直しやブランドとしての価値付けをおこない、さらには外部へ情報発信をするなどの持続可能な社会の創設を実現するため特別委員会の設置を求めるものです。

平成19年2月14日

南伊豆町議会議長 藤田 喜代治 様

以上でございます。

議長（藤田喜代治君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

6 番議員、梅本和熙君。

6 番（梅本和熙君） 私は賛成者になっておりません。それで提案者に聞くんですけども、この期間をいつまでとするのか、それとどれくらいの審議を、そして審議の方法、それとも一つは、早急に対応しなければならない事項や具現化できるものがある、このように言われているわけですけども、このまちづくり委員会で既に提案されている内容の中の早急に対応しなければならない事項や具現化できるものというのは、どのようなことを考えられているのか

議長（藤田喜代治君） 齋藤要君。

〔9 番 齋藤 要君登壇〕

9 番（齋藤 要君） お答えいたします。

まず最初の期限でございますが、議会の解散がありますので 8 月 23 日までとしたいと思います。

それと、まちづくり特別委員会を設置したときにいろいろと委員会の皆さんが調査をし、研究し、いろいろと結論を出していただきました。それに対しては、皆さんお骨折りをいただいたと感謝をしておりますところでございますが、その中の一つに例えば薬用試験場の跡地、それから私の考えでは石廊崎のこともありますが、いろいろ範囲は広いと思えますけれどもその中でもいろいろ優先的なこと、具体的には薬用試験場の跡地なんかはまちづくりで検討していただいておりますので、早急に対応したいなとこのように思います。

いろいろと範囲が広いと思えますけれども、皆さんと協力をして一致団結していきたいと思っておりますのでよろしく願います。

議長（藤田喜代治君） 梅本和熙君。

6 番（梅本和熙君） その厚生省の跡地については町長の諮問機関が既に町長の方に答申をされていると、その答申をされた内容以上にさらに議会から町長にこうしろ、ああしろと提言していくということですか。

議長（藤田喜代治君） 齋藤要君。

〔9 番 齋藤 要君登壇〕

9 番（齋藤 要君） このような状況で議員の本分を踏まえて、それから執行者の立場を考慮して、言葉は悪いですけども二重構造は絶対に起こさないような進め方をしていきたいと思っております。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑はありませんか。



〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

6番議員、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 一応賛成していないから反対討論を行います。

既にまちづくり特別委員会が答申をしている、答申まではいかないんですけども報告を出している、そういうような中でさらにそれを具体的な実行とか、具現化とか、そういう形の中でまちづくり特別推進委員会をやる本当の理由があるのか、7月までの短い期間の間に、それも本当に町とやっていくことができるのか、今この町に求められているのは何かといったら独自のまちづくり、自立したまちづくりということで、やはり一番大きな問題は何かといったら財政的な部分、行財政含めての部分ですけれども、特に財政的な部分の結論を出していかななくてはならない、そのようなことに対するもっと具体的な提案を議会からもしていくのが大切だと思います。

そういう意味で、私は反対いたします。

議長（藤田喜代治君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

1番議員、保坂好明君。

1番（保坂好明君） 私は賛成の立場で討論をいたします。

現在の南伊豆町の置かれている立場というか状況は、待ったなしに行財政改革を進めなければならない、またその道中であるという認識を持っております。

その行財政改革の中でも、歳入の拡大、これを特にしなければなりません。そういったことにおいては特に産業振興、これは待ったなしの状況でございます。

そうしたことで昨年12月定例会においてまちづくり特別委員会の最終提言をしたわけですが、それを受けてさらにいま一步そのまちづくりを進める、これは議員の本分でもあると思いますので、私はその認識に立って賛成の意見を述べます。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者はありませんか。

2番議員、清水清一君。

2番（清水清一君） 賛成者として討論いたします。

このまちづくり戦略推進特別委員会というのは、議員としてまちづくりを普通の議員としてもいいのだけれども、また一層に議員として委員会の中で考えていきたいと、全議員が考えることによってもっといい町ができてくるのではないかと考えますので、賛成いたします。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者はありませんか。

11番議員、石井福光君。

11番（石井福光君） 賛成の立場で一応述べさせていただきたいと思います。

ここに書いてあるとおり、字面から言って2枚目に目的として書いてありますが、要するにこれをやることによって、一日でも早く町民の目から見たときにわかりやすいものを形として生み出していきたいと、それと先ほど質問の中でいろいろ、では一つの例をとまちづくりの中で2案あったわけですが、中にはあれは3階だから高齢者についてはちょっと3階は無理だから2階にしたらどうだという意見があって、そういうものについてこれから話し合っただけでよりよいまちづくりにしていきたいと思いますので、賛成の立場で一応述べさせていただきます。

議長（藤田喜代治君） 8番議員、漆田修君。

8番（漆田 修君） 条件つき賛成の討論をいたします。

私は本来この話が持ち上がったときには否定的な立場にありましたのですが、先の行革委員会と、そしてまちづくり特別委員会と、その経緯を見て行政当局の執行者はそれをどのようにそしゃくしてその行政を運営していく、それを具体化するかというところを実は見守ってきたわけでありまして、で、先ほど反対討論されました梅本議員のおっしゃることは非常に理路整然としているんですが、当町の置かれている立場はやはり第一は行財政改革である。で、先の行革委員会の中で町三役の報酬の問題もありました。これを受けまして、当然報酬審議会等の経緯を経ていると思いますが、自発的に町三役はそれを否定して自分らの意思を実行に移すという立場が実は望まれているわけでありまして、そういうことも含めまして執行権の二重構造化は極力避けなければならない、これを文言に入れまして、私は賛成するという立場を今回とらせていただきました。

以上であります。

議長（藤田喜代治君） ほかに。

12番議員、横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 昨年の12月まで2年間まちづくり特別委員会に参加してきた責任として、整理の意味で賛成の意見を述べたいと思います。

今、町が置かれている状況とあるべき姿について、行財政改革という問題を言われました。もちろん現瞬間はそのことが一義的にあります。同時に本来自治体がどうあるべき状況かということは、前回のまちづくり委員会でも議論をしましたが、長いこと議会の中ではそうしたことが全員の議員の中でそういう議論がされてきたというのではありません。今、南伊豆町だけではありません、全国の市町村がいろんな意味での地方自治あるいは住民自治の上での岐路に立たされていると言っても過言ではありません。そうした中で、行財政改革という瞬時の問題だけではなくて本来自治体がどうあるべきなのか、それで取ってつけたことではなくて本当に永続的に自治体がある姿がどうなのか、そういうことが本来語られて検討されなければならない状況であります。

今、県を先導にして、このままいけば町がつぶれるだの何だの宣伝されていますが、今の南伊豆町が置かれている状況がつぶれるとすれば、日本の自治体も8割以上は南伊豆町より先につぶれてしまいます。日本はそういう状況にあるわけですが、そうした点を踏まえて議会の全体で行革とあわせて本来住民の自治を議会と執行部が一緒になって町を考えていく、そういう機会にするように、あくまでも執行権には侵害をせず、そして、しかし強く働きかけて町民と一緒にまちづくりを進めていく、そういう機会にするべきであるというふうに思うし、その立場で参加していきたいと思います。

議長（藤田喜代治君） ほかに討論する者はありませんか。

ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

まちづくり戦略推進特別委員会設置について賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

9番議員、齋藤要君。

9番（齋藤 要君） ただいまありがとうございました。

それで最後に2枚目の委員の定数でございますが、9名になっております。これは議長を除いた全員でいいと思います。

議長（藤田喜代治君） 6番議員、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 今齋藤議員の方から、委員の定数9名ということでありましたけれども、私自身は反対しているから委員会に参加する意志はありません。

議長（藤田喜代治君） お諮りします。ただいま設置されました、まちづくり戦略推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名します。1番議員、保坂好明君。2番議員、清水清一君。4番議員、谷川次重君。6番議員、梅本和熙君。8番議員、漆田修君。9番議員、齋藤要君。10番議員、渡邊嘉郎君。11番議員、石井福光君。12番議員、横嶋隆二君。以上9名をまちづくり戦略推進特別委員会委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

6番議員、梅本和熙君。

6番（梅本和熙君） 私は委員に参加しないと表明していますので、それはちょっと横暴ではないですか。

議長（藤田喜代治君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時40分

議長（藤田喜代治君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### 日程の追加

議長（藤田喜代治君） お諮りします。9番議員、齋藤要君から、まちづくり戦略推進特別委員会の修正案が提出されました。これを急施事件として認め、直ちに日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。

採決いたします。

まちづくり戦略推進特別委員会修正案についての件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、まちづくり戦略推進特別委員会修正案についての件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることは可決されました。

まちづくり戦略推進特別委員会修正案についての上程、説明、質疑、  
討論、採決

議長（藤田喜代治君） 追加日程第2、まちづくり戦略推進特別委員会修正案についての件  
を議題といたします。

本案は、齋藤要君が提出者です。賛成議員もおります。

提案説明を求めます。

9番議員、齋藤要君。

〔9番 齋藤 要君登壇〕

9番（齋藤 要君） 先ほどから大変お手をかけさせていただいております。すみません。

先ほど私、委員の定数を9名と申し上げましたが、9名以内に修正をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（藤田喜代治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

まちづくり戦略推進特別委員会修正案について、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま修正案、可決されましたので、まちづくり戦略推進特別委員会の委員の選任について、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が再指名いたします。1番議員、保坂好明君。2番議員、清水清一君。4番議員、谷川次重君。8番議員、漆田修君。9番議員、齋藤要君。10番議員、渡邊嘉郎君。11番議員、石井福光君。12番議員、横嶋隆二君。以上8名をまちづくり戦略推進特別委員会委員に指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名を、まちづくり戦略推進特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

お諮りします。まちづくり戦略推進特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。委員長、齋藤要君。副委員長、渡邊嘉郎君。

以上です。

9番、齋藤要君。

9番（齋藤 要君） ただいま委員長に指名されましたが、皆様のご協力を得て、大役でございますが務めさせていただきます。

それから、梅本議員にはできるだけ出席をしていただくようお願いをしておきます。

以上です。

#### 日程の追加

議長（藤田喜代治君） お諮りします。ただいままちづくり戦略推進特別委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されました。これを急施事件と認め、直ちに日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思っております。

採決いたします。

閉会中の継続調査申出書の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 賛成多数です。

よって、閉会中の継続調査申出書の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とするこ  
とは可決されました。

閉会中の継続調査申出書の件

議長（藤田喜代治君） 追加日程第3、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

お諮りいたします。まちづくり戦略推進特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の  
継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議及び閉会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

第1回臨時会の議事件目が終了しました。

よって、平成19年第1回南伊豆町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 藤 田 喜 代 治

署 名 議 員 清 水 清 一

署 名 議 員 谷 川 次 重